

監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年7月7日

石川県監査委員	室谷弘幸
同	吉田修
同	村上勝
同	作田有子

(別紙)

保 専 第 517 号
令和8年2月27日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和8年1月30日付け石監査第551号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、処分物品の不用決定並びに廃棄伺を作成していないものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	保育専門学園	物品の処分手続き等を再確認の上、今後は適正な執行に努める。 今後、このようなことがないように徹底する。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、公有財産異動報告書の提出が遅れたものがあった。 今後、このようなことがないように十分注意すること。	保育専門学園	公有財産異動報告の手続き等を再確認の上、今後は適正な執行に努める。 今後、このようなことがないように徹底する。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、冷房設備に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないように注意すること。	保育専門学園	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
収入事務において、自動販売機に係る電気料金の徴収金額の算定を誤ったものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	保育専門学園	電気料金の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
支出事務において、研修受講料の支払手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	保育専門学園	資金前渡等支払い手続きの手順を再確認の上、今後は適正な支出事務の執行に努める。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、物品の管理に適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	保育専門学園	物品管理手順等を再確認の上、今後は適正な管理事務の執行に努める。

保 専 第 517 号
令和 8 年 2 月 27 日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 馳 浩

令和 8 年 1 月 3 0 日付け石監査第 5 5 1 号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

注意事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
財産事務において、給食業務委託契約の約定に係る光熱水費の徴収手続きに適正を欠くものがあった。 今後、このようなことがないよう注意すること。	保育専門学園	光熱水費の算定根拠等を再確認の上、今後は適正な収入事務の執行に努める。